太田市告示第　94　号

太田市放置自転車等防止条例（平成１９年太田市条例第６７号）の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第１３条第１項の規定により次のとおり告示する。

令和8年6月24日

太田市長　　穂積　昌信

| | |
|---|---|
| １　撤去年月日 | 令和８年５月１日から令和８年５月３１日まで |
| ２　撤去した自転車の台数 | １７台 |
| ３　保管場所及び保管期間 | 保管場所　太田市本町５８番５号<br>太田駅高架下第２駐輪場 |
| | 保管期間　告示日から起算して４月間 |
| ４　連絡先 | 太田市役所市民生活部地域モビリティ戦略課 |
| | 電話　0276-47-1826 |